

中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会設置要領

1 目的

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する目的で平成12年度から実施している中山間地域等への直接支払いについては、平成22年度から第3期対策が講じられているところであるが、今後とも広く国民一般の理解を求めていくことが必要であり、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第8に基づく中立的な第三者機関として「中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会」を設置し、交付金の交付状況の点検、事業効果の評価等について意見の聴取等を行うものとする。

2 会議の招集

会議は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が招集する。

3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員のほか、必要に応じて特別委員及び専門委員を置くことができるものとし、委員、特別委員及び専門委員の任期は平成27年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。
- (3) 委員長は、構成員のうち委員（特別委員及び専門委員を除く。）の互選により選任する。
- (4) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (5) 委員（特別委員及び専門委員を含む。）の代理出席は、原則として認めない。ただし、農村振興局長の了解を得た場合は、この限りでない。

4 意見の開陳

- (1) 特別委員は、農村振興局長又は委員長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (2) 専門委員は、農村振興局長又は委員長の求めに応じて会議に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。
- (3) 農村振興局長又は委員長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

5 議事

- (1) 委員会においては、次に掲げる事項を検討することとする。
 - ① 中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付状況の点検及び事業効果の評価
 - ② 中山間地域等直接支払制度に係る都道府県の特認基準の調整等
 - ③ その他中山間地域振興において技術的に検討すべき事項
- (2) 議事は、出席委員（特別委員及び専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 公開

- (1) 委員会は公開とする。ただし、委員会の運営に著しい支障があると認められる場合には、委員会に諮って、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

7 庶務

会議に係る庶務は、農村振興局農村政策部中山間地域振興課において処理する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日限りその効力を失う。